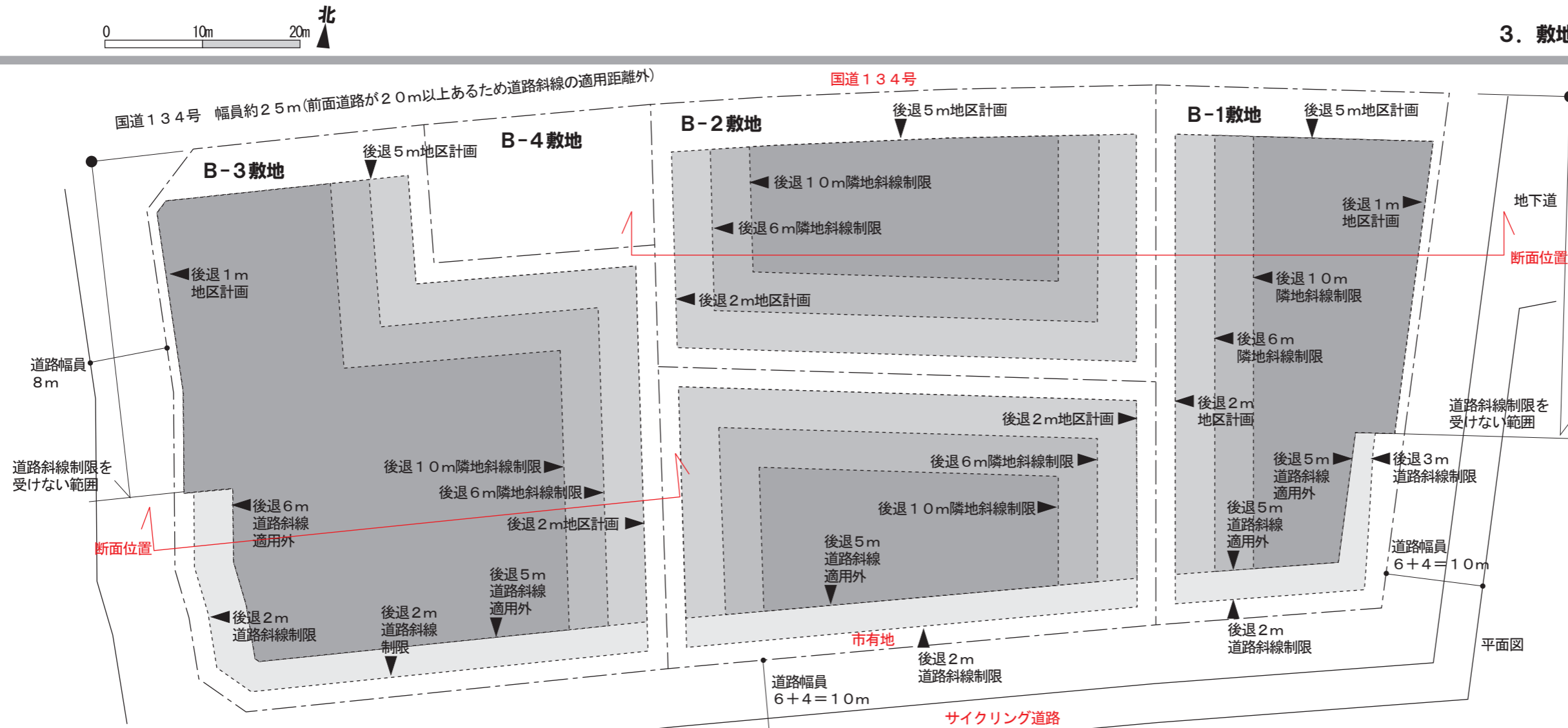


3. 敷地条件の検討 建物高さ別の建築可能範囲



左図は、B地区の各敷地に対して、都市計画上の制限による建築可能範囲を高さ別に検証したものです。
尚、検討にあたっては建築基準法56条による日影制限は考慮していません。

- 地区計画による壁面後退
 - ・壁面後退
 - 隣地側 2m以上
 - 道路側 国道134号側 5m以上
 - その他道路側 1m以上
- 第一種住居地域による用途面積制限
 - ・物販店舗・飲食店・ホテル・旅館など
 - 3000m²以下
- 左図凡例
 - 高さ4.5mが可能な範囲
 - 高さ3.5mが可能な範囲
 - 高さ2.5mが可能な範囲
 - 高さ1.5mが可能な範囲

